

平成28年知内町議会第1回臨時会

- ◎ 招集年月日 平成28年4月11日(月)
- ◎ 招集の場所 知内町役場 議場
- ◎ 開会日時 平成28年4月11日(月) 午前 9時30分
- ◎ 閉会日時 平成28年4月11日(月) 午後 0時43分

◎ 出席議員

| | | | |
|----|---------|-----|---------|
| 1番 | 五十嵐 捷 爾 | 6番 | 西山 和 夫 |
| 2番 | 花 井 泰 子 | 7番 | 木 村 一 |
| 3番 | 吉 田 峰 一 | 8番 | 笠 松 悦 子 |
| 4番 | 松 井 盛 泰 | 9番 | 谷 口 康 之 |
| 5番 | 成 澤 五 郎 | 10番 | 伊 藤 政 博 |

- ◎ 会議録署名議員 1番 木 村 一 2番 西 山 和 夫

- ◎ 欠席議員 な し

◎ 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した説明員

| | |
|-----------|-----------|
| 町 長 | 大 野 幸 孝 |
| 副 町 長 | 網 野 眞 |
| 総務企画課長 | 小田島 伸 二 |
| 生活福祉課長 | 松 崎 輝 幸 |
| 税務会計課長 | 帰 山 亮 一 |
| 産業振興課長 | 西 野 俊 一 |
| 地域創生推進室長 | 島 津 泰 博 |
| 建設水道課長 | 佐々木 孝 幸 |
| 建設水道課主任技師 | 佐 藤 和 人 |
| 教 育 長 | 本 間 茂 裕 |
| 学校教育課長 | 田 中 志 津 夫 |
| 社会教育課長 | 松 本 泰 行 |
| 知内高等学校事務長 | 小 嶋 隆 |

◎ 本会議に職務のため出席した者の職氏名

| | |
|--------|---------|
| 議会事務局長 | 村 上 義 久 |
| 議事係長 | 筒 井 俊 介 |

平成 2 8 年知内町議会第 1 回臨時会議事日程

(第 1 号)

平成 2 8 年 4 月 1 1 日 (月) 午前 9 時 3 0 分開議

| 日 程 | 議 件 番 号 | 議 件 名 |
|-------------|---------|--|
| 第 1 | | 仮議席の指定について |
| 第 2 | | 会議録署名議員の氏名 1 番、木村 一君、2 番、西山和夫君 |
| 第 3 | 選挙第 1 号 | 議長の選挙について |
| 第 4 | | 会期の決定について |
| 第 5 | 選挙第 2 号 | 副議長の選挙について |
| 第 6 | | 議席の指定について |
| 第 7 | 選任第 1 号 | 常任委員会委員の選任について |
| 第 8 | | 諸般の報告 (常任委員会正副委員長の選任報告) |
| 第 9 | 選任第 2 号 | 議会運営委員会委員の選任について |
| 第 10 | | 諸般の報告 (議会運営委員会正副委員長の選任報告) |
| 第 11 | 選挙第 3 号 | 渡島西部広域事務組合議会議員の選挙について |
| 第 12 | 選挙第 4 号 | 渡島廃棄物処理広域連合議会議員の選挙について |
| 追加日程 第 1 | | 議長の常任委員辞任について |
| 第 13 | 同意第 1 号 | 監査委員の選任について |
| 第 14 | 承認第 1 号 | 専決処分の承認を求めることについて (平成 2 7 年度知内町一般会計補正予算 (第 8 号) について) |
| 第 15 | 議案第 1 号 | 平成 2 8 年度知内町一般会計補正予算 (第 1 号) について |
| 第 16 | 議案第 2 号 | かき小屋知内番屋に係る指定管理者の指定について |
| 第 17 | 議 長 発 議 | 平成 2 8 年度常任委員会所管事務調査の実施について |
| 第 18 | 議 長 発 議 | 平成 2 8 年度常任委員会管外行政視察の実施について |
| 第 19 | 議 長 発 議 | 議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について |
| 第 20 | 議 長 発 議 | 議会閉会中の議会運営委員会の実施について |

● 議会事務局長挨拶

◎ 議会事務局長 (村上義久)

皆さん、おはようございます。議会事務局長の村上でございます。

本臨時会は、一般選挙後、初めて開催される議会であります。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第 1 0 7 条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

年長の松井盛泰議員をご紹介致します。松井盛泰議員、よろしくお願い致します。議長席までお願い致します。

(松井臨時議長登壇)

● 臨時議長就任挨拶

◎ 臨時議長（松井盛泰）

只今、ご紹介いただきました松井でございます。

地方自治法第107条の規定によりまして、議長選挙が終わるまでの間、臨時に議長の職務を行わせていただきます。どうぞ、よろしくお願い致します。

只今、出席の町長をはじめ特別職及び管理職の説明員につきましては、予め議会事務局長より出席依頼をしております。ご了承を願います。

◎ 臨時議長（松井盛泰）

開会に先立ちまして、大野町長より挨拶の申し出がございます。これを許します。

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

おはようございます。一言、ご挨拶を申し上げます。

この度、執行されました知内町議会議員選挙において、当選されました議員の皆様をお迎えして、挨拶をさせていただく機会を与えていただき、感謝を申し上げたいと存じます。当選されました議員の皆様は、町民の期待を担って、めでたく当選の栄誉を得られ、本日ここに初の議会を開催する運びとなりましたことは、本年度の第6次まちづくり総合計画及び地方創生総合戦略のスタートにあたり、大変心強く感じているところであります。知内町は、先人の皆様の多大な情熱と弛まぬ努力により築かれた歴史のある町であり、これまでも地域住民と行政がお互いに知恵を出し合い、町議会議員並びに町民の皆様のご理解、ご支援により、協働のまちづくりを進めてまいりました。私に課せられた使命は、本町の歴史を持続発展させ、町民の皆様が幸せを実感できる元気で豊かな知内町を実現することであると考えております。しかし、人口減少や少子化、超高齢化社会の進展など、地方自治を取り巻く情勢は極めて厳しいものがありますが、町民の皆様からの期待に応えられるよう、新たなまちづくりのテーマであります、笑顔かがやく定住・移住・交流の町の実現のために、各種施策を職員一丸となって、町民の皆様とともに積極、果敢に取り組んでまいりますので、議員各位の格別のご指導とご支援を賜りますよう、お願い申し上げますとともに、議員各位のますますのご健勝とご活躍をご祈念申し上げて、挨拶とさせていただきます。ご当選おめでとうございました。

◎ 臨時議長（松井盛泰）

これで、町長の挨拶を終わります。

次に副町長より説明員の紹介を願います。

◎ 副町長（網野 眞）

皆さん、おはようございます。

それでは、私の方から説明員の紹介をさせていただきます。

まず、皆様方向かって右側から、紹介をさせていただきます。総務企画課、小田島伸二課長です。生活福祉課、松崎輝幸課長です。なお、松崎課長は、保健センター長、地域包括支援センター長も兼務してございます。次に産業振興課、西野俊一課長です。西野課長も、ものづくり推進室長を兼務してございます。次に建設水道課、佐々木孝幸課長です。佐々木課長は、建築係長も兼務してございます。次に税務会計課、帰山亮一課長です。帰山課長は会計管理者を兼務してございます。次に地域創生推進室、島津泰博室長です。次に建設水道課主任技師、佐藤和人主任技師でございます。佐藤主任技師は、土木係長も兼

務してございます。次に教育委員会の職員を紹介させていただきます。本間茂裕教育長です。次に学校教育課、田中志津夫課長です。田中課長は、給食センター長も兼務してございます。次に社会教育課、松本泰行課長です。松本課長は、スポーツセンター長も兼務してございます。次に町立知内高等学校事務長、小嶋隆事務長です。最後になりましたが、私、副町長の網野眞です。よろしくお願い致します。

◎ 臨時議長（松井盛泰）

以上で説明員の紹介を終わります。

次に各議員より自己紹介をお願い致します。仮議席番号、1番より順次お願い致します。

◎ 1 番（木村 一）

木村一でございます。今期で2期目、初回当選したときの初心を忘れず、今後とも議員活動に邁進してまいりたいと思います。町職員の皆さん、よろしくお願い致します。

◎ 2 番（西山和夫）

西山和夫です。よろしくお願い致します。当選回数5回になるんですけども、1回補欠でありますので、13年間という、まだまだ未熟な方だと考えております。これから精進しながら、議会活動に努めてまいりますので、よろしくお願い致します。

◎ 3 番（吉田峰一）

吉田峰一でございます。当選回数は一応、3回となっておりますけれども、西山議員と同じく補欠で入りまして、まだ正味5年ということでございますので、一生懸命頑張りますので、よろしくお願い致します。

◎ 4 番（五十嵐捷爾）

4番、五十嵐です。私も当選6回になりましたけれども、途中で6年間ちょっと補欠になったのもありまして、まだまだこれからね、やり残したことがいっぱいありますので、今後ともよろしくお願い致します。

◎ 6 番（谷口康之）

谷口でございます。どうぞよろしくお願い致します。

◎ 7 番（伊藤政博）

伊藤であります。7回目の当選になりますけれども、最近いろいろなことに慣れすぎてきていますので、もう一度、初心に立ち返って頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願い致します。

◎ 8 番（成澤五郎）

新人議員の成澤でございます。よろしくお願い致します。私、ふるさとを離れて40年ぶりで昨年7月にこちらにまいって、知内町の四季の折々の変わり目がはっきりしていて、こんなにも知内町は自然が豊かな町だったのかなと改めて感動しております。新人議員として、これから皆さんにご指導いただきながら、しっかりと町民の□□□□になっていきたいと思っております。よろしくお願い致します。

◎ 9 番（花井泰子）

花井泰子でございます。知内町に定住してからは、まだ2年ちょっとなのですが、父や母の介護で、登別行ったり来たりをしまして、8年くらい経ちます。それで、年齢はいつているんですけども、市会議員の経験もあるのですが、この知内町のことはほとんど知りません。それで、職員の皆さんには、わからないことはお尋ねに伺いたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

◎ 10 番（笠松悦子）

笠松悦子です。同じく新人です。私は知内生まれ、知内育ちです。今まで、私はJA女

性協として知内の特産品など、知内のものを全道、全国に発信してきました。でも、今回は、先輩議員さん方を見習いながら、職員さん方と一緒に、子ども達、私は子どもが大好きなので、子ども達がとにかくどこでも笑える、今は簡単にかわいいねとか、何とかって抱っこしている子どもを手かけるということをちょっといろいろと言われてはいますが、この知内ではそれが通るような、お互いの町民同士の心の交流が持てるような町にできればと思って、年を考えてもみましたけれども、もう一働きさせていただこうと思って出馬しました。これから、先輩議員さん方、また、職員の皆さん、よろしく願いしたいと思います。

◎ 臨時議長（松井盛泰）

最後に臨時議長の松井でございます。私は今期で9期目です。まさか最年長になるとは夢にも思ってございませでした。ただ、59年初当選をして以来、私の所信は、あくまでも良いものは良い、悪いものは悪い、これを忘れず、また、この4年間頑張りたいと思いますので、何とぞよろしくお願い致します。

● 開会宣言・開議

◎ 臨時議長（松井盛泰）

只今から平成28年知内町議会第1回臨時会を開会致します。
只今の出席議員数は10名でございます。
定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

● 仮議席の指定

◎ 臨時議長（松井盛泰）

日程第1、『仮議席の指定』を行います。
仮議席は、只今着席の議席と致したいと存じます。

● 会議録署名議員の指名

◎ 臨時議長（松井盛泰）

次に日程第2、『会議録署名議員の指名』を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、臨時議長において、仮議席1番、木村一君及び2番、西山和夫君を指名致します。

● 選挙第1号 議長の選挙について

◎ 臨時議長（松井盛泰）

次に日程第3、選挙第1号、『議長の選挙』を行います。
お諮り致します。選挙の方法は、全員による「指名選挙」と「投票」の方法がございま

すが、皆様に改めてお諮り致します。

指名の方法については、臨時議長が指名することと致したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、臨時議長が指名することと決定を致しました。

議長に、伊藤政博君を指名致します。

お諮り致します。只今、臨時議長が指名した伊藤政博君を議長の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、只今、指名致しました伊藤政博君が議長に当選されました。

只今、議長に当選された伊藤政博君が議場にいらっしゃいますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知を致します。

議長に当選されました伊藤政博君から発言が求められておりますので、これを許します。伊藤政博君。

◎ 議長(伊藤政博)

議長就任のご挨拶を申し上げます。この度、指名推薦という形で議長の要職に就かせていただくことになり、誠にありがとうございます。その職責の重大さを考えますと、身の縮む思いも致しますが、職員、議員各位並びに町民の皆様の負託に応えるよう、微力ではありますが、全力を持って努めてまいります。

さて、本町は、今年度から第6次のまちづくり総合計画がスタートします。町が直面している最大の課題であります人口減少をくい止め、町の活力を維持向上するための施策を行おうとしています。これらの実現のために、知内町議会基本条例の精神に基づき、議員相互間の自由な討議の推進はもとより、行政機関とは持続的で緊張のある関係を保持し、積極的な討議を進めてまいりたいと思っております。町民に信頼され、存在感、活動力、創造力豊かな議会となり、執行機関と議会が一体となり、本町の発展と住民福祉の向上を目指し、職責を全うする覚悟でありますので、議員各位、町長及び職員の皆様のご支援、ご協力をお願い申し上げます。今後ともどうぞよろしくお願い致します。

◎ 臨時議長(松井盛泰)

これで、臨時議長の職務はすべて終了致しました。

皆様のご協力を得て、無事にその職務を務めさせていただきましたことを深く感謝を申し上げます。ご協力ありがとうございました。これで議長と交代致します。

伊藤議長、議長席にお着きをいただきたいと思います。

ここで、暫時休憩致します。

(松井臨時議長降壇)

(休憩 午前 9時48分)

(再開 午前 9時56分)

(伊藤議長登壇)

◎ 議長(伊藤政博)

休憩を取り消し、会議を開きます。

松井臨時議長、どうもご苦勞様でありました。

引き続き、議事を進めてまいりますので、よろしくお願い致します。

なお、別紙に記載の町長はじめ特別職・管理職員は、議長において、地方自治法第121条の規定によって、出席を要求しています。

● 会期の決定について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第4、『会期の決定について』を議題と致します。

お諮り致します。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日と決定致しました。

● 選挙第2号 副議長の選挙について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第5、選挙第2号、『副議長の選挙について』を行います。

お諮り致します。選挙の方法は、全員による「指名推選」と「投票」の方法がありますが、いずれにするかをお諮りします。

6番、谷口君。

◎ 6番（谷口康之）

投票でお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

只今、投票の動議がありましたので、副議長選挙は、選挙の原則に基づき、投票で行います。

投票の準備のため暫時休憩致します。

（ 休憩 午前 9時57分 ）

（ 再開 午前 9時58分 ）

◎ 議長（伊藤政博）

休憩を取り消し、会議を開きます。

副議長の選挙は、投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（ 議場閉鎖 ）

議場を閉鎖致しました。只今の出席議員数は10人です。

次に立会人を指名致します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に木村一君及び五十嵐捷爾君を指名致します。

投票用紙を配ります。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。立会人の立会いを求めます。

（ 投票箱点検 ）

異状なしと認めました。

只今から投票を行います。

ここで念のため申し上げます。投票は単記無記名です。白票は無効でありますのでお含み願います。繰り返し申し上げますが、投票は単記無記名です。白票は無効でありますので、念のためお含みおき願います。

点呼に応じて記載台で投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順次投票を行います。

只今から投票を行います。

事務局局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順次に投票願います。

点呼を命じます。

◎ 議会事務局長（村上義久）

点呼します。1番、木村議員。2番、西山議員。3番、吉田議員。4番、五十嵐議員。5番、松井議員。6番、谷口議員。8番、成澤議員。9番、花井議員。10番、笠松議員。最後に伊藤議長、よろしく願います。

◎ 議長（伊藤政博）

以上で点呼を終わります。

投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。木村君及び五十嵐君は、開票の立会をお願い致します。

（ 開 票 ）

選挙の結果を報告します。

投票総数10票、これは先ほどの出席議員数に符号致しております。

そのうち、有効投票10票、無効投票0票です。

有効投票のうち、谷口康之君、5票。西山和夫君、5票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票であり、谷口康之君と西山和夫君の得票数はいずれもこれを超えております。両君の得票数は同数です。この場合、地方自治法第118条第1項の規定は、公職選挙法第95条第2項の規定を準用して、くじで当選人を決定することになっています。くじの準備のため、暫時休憩致します。

（ 休憩 午前10時07分 ）

（ 再開 午前10時08分 ）

◎ 議長（伊藤政博）

休憩以前に引き続き、会議を開きます。

西山和夫君及び谷口康之君が議場におられますので、くじを引いていただきます。

くじは2回引きます。1回目は、くじを引く順序を決めるためのくじです。2回目は、この順序によってくじを引き、当選人を決定するためのものです。

1回目のくじは、抽選棒により行い、1番、2番と書いてありますので、その順序により本くじを引くことと致します。

2回目の本くじは、封書により行い、当選人の方に丸印を付けてありますので、丸印のついた方を引いた方が副議長に当選ということでありありますので、ご了解願います。

木村一君及び五十嵐捷爾君、くじの立会人をお願いいたしますので、前の方にお進み願います。

続いて、両名に出ていただきます。谷口康之君、西山和夫君、前へお進みください。

じゃんけんでくじを引く順番を決めます。
最初に西山和夫君、次に谷口康之君にくじを引いていただきます。
くじの結果を報告します。くじの結果は、谷口康之君が当選人と決定致しました。
議場の出入口を開きます。

(議場を開く)

只今、副議長に当選された谷口康之君が議場にいらっしゃいますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選人の告知をします。

それでは、副議長に当選された谷口康之君から発言を求められておりますので、これを許します。

谷口康之君。

(谷口副議長登壇)

◎ 副議長(谷口康之)

皆さん、おはようございます。改めまして、私が副議長に選任されました。皆様のご協力いただきまして、誠にありがとうございます。私もこの度、6回目の当選になりますが、伊藤議長、そして、私、副議長と致しまして、皆様の議会の運営に対しまして、議長、副議長と一緒に、そして、これからの町の発展のために尽くしてまいりたいと思います。先ほど議長が言いましたように、第6次総合計画の部分でありますけれども、今おります町長の言います、うちの町の人口減少問題が最大の問題になっておりますので、これからは我々議会も一緒になりまして、この減少問題に対して、いろいろな形で協力、そして、盛り上げていきたいなと思っておりますので、どうぞ、これからはひとつよろしくお願い致します。

(谷口副議長降壇)

◎ 議長(伊藤政博)

ここで、暫時休憩致します。

(休憩 午前10時43分)

(再開 午前11時06分)

◎ 議長(伊藤政博)

休憩を取り消し、会議を開きます。

● 議席の指定について

◎ 議長(伊藤政博)

次に日程第6、『議席の指定』を行います。

議席は会議規則第4条第1項の規定により、議長において指名します。

氏名と議席番号を事務局長に朗読させます。

事務局長。

◎ 議会事務局長(村上義久)

それでは、氏名と議席番号を朗読致します。

1番、五十嵐捷爾議員、2番、花井泰子議員、3番、吉田峰一議員、4番、松井盛泰議員、5番、成澤五郎議員、6番、西山和夫議員、7番、木村一議員、8番、笠松悦子議員、9番、谷口康之副議長、10番、伊藤政博議長、以上であります。

◎ 議長(伊藤政博)

只今、朗読したとおり議席を指定します。

● 選任第1号 常任委員会委員の選任について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第7、選任第1号『常任委員会委員の選任』を行います。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第2条及び第7条の規定により、総務文教常任委員会、経済民生常任委員会の委員に全議員を指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。

したがって、只今指名したとおり、全議員を総務文教常任委員会、経済民生常任委員会の委員に選任することに決定致しました。

暫時休憩致します。

（ 休憩 午前11時07分 ）

（ 再開 午前11時08分 ）

◎ 議長（伊藤政博）

休憩を取り消し、会議を開きます。

● 諸般の報告（常任委員会正副委員長の選任報告）

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第8、『諸般の報告』を行います。

休憩中の各常任委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が手元にまいていますので、ご報告致します。

総務文教常任委員会の委員長に西山和夫君、副委員長に花井泰子君。

経済民生常任委員会の委員長に吉田峰一君、副委員長に成澤五郎君。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで、諸般の報告を終わります。

● 選任第2号 議会運営委員会委員の選任について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第9、選任第2号、『議会運営委員会委員の選任』を行います。

議会運営委員会委員は、会議規則第7条の規定により、木村一君、笠松悦子君、西山和夫君、吉田峰一君、谷口康之君、以上のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、只今、指名したとおり、議会運営委員に選任することに決定致しました。

暫時休憩致します。

(休憩 午前 11 時 09 分)

(再開 午前 11 時 09 分)

◎ 議 長 (伊藤政博)

休憩を取り消し、会議を開きます。

● 諸般の報告 (議会運営委員会正副委員長の選任報告)

◎ 議 長 (伊藤政博)

日程第 10、『諸般の報告』を行います。

休憩中に議会運営委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が手元にまいっておりますので、報告致します。

議会運営委員会の委員長に木村一君、副委員長に笠松悦子君。以上のとおり互選された旨の報告がありましたので、これで、諸般の報告を終わります。

● 選挙第 3 号 渡島西部広域事務組合議会議員の選挙について

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に選挙第 3 号、『渡島西部広域事務組合議会議員の選挙』を行います。

お諮りします。選挙の方法は地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

それでは指名致します。渡島西部広域事務組合議会議員に谷口康之君、成澤五郎君、伊藤政博、以上の 3 名を指名します。

お諮り致します。只今、議長が指名した 3 名の方を当選人とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、只今指名しました、谷口康之君、成澤五郎君、伊藤政博の 3 名が当選されました。

● 選挙第 4 号 渡島廃棄物処理広域連合議会議員の選挙について

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に日程第 12、選挙第 4 号、『渡島廃棄物処理広域連合議会議員の選挙』を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選にすることに決定しました。指名の方法については、議長により指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、議長において指名推薦することに決定致しました。それでは、指名致します。渡島廃棄物処理広域連合議会議員に谷口康之君、成澤五郎君の2名を指名します。

お諮り致します。只今議長が指名した2名の方を当選人にすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、只今指名しました、谷口康之君、成澤五郎君の2人が当選されました。

暫時休憩致します。

(休憩 午前11時11分)

(再開 午前11時13分)

◎ 副議長(谷口康之)

それでは、議事を再開致します。

それでは、休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

● 議長の常任委員辞任について

◎ 副議長(谷口康之)

只今、総務文教常任委員会並びに経済民生常任委員会に選任されました議長から、常任委員を辞任したいとの旨の申し出がございました。

これを日程に追加し、追加日程第1として、議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、『議長の常任委員会辞任について』日程に追加し、追加日程第1として、議題とすることに決定致しました。

追加日程第1、『議長の常任委員辞任について』を議題と致します。

議長はその職責上、どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際における採決権など、議長固有の権限を考慮するとき、1箇の委員会に委員として所属することは適当ではないとし、また、行政実例でも議長については委員の辞任を認めるところでありますので、総務文教常任委員会及び経済民生常任委員会を辞任したいとするものであります。辞任について許可することについて、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、議長の総務文教常任委員会並びに経済民生常任委員会の辞任については、許可することに決定を致しました。

暫時休憩を致します。

(休憩 午前 11 時 14 分)

(再開 午前 11 時 59 分)

◎ 議 長 (伊藤政博)

休憩を取消し、会議を開きます。

4月1日より、新教育長が就任しております。

登壇の上、ご挨拶をお願い致します。

教育長。

◎ 教 育 長 (本間茂裕)

一言、ご挨拶申し上げます。このほど、新教育長にご選任いただきました本間でございます。私は平成20年度、21年度の2年間、町立知内高校長と致しまして、教育委員の皆様のご指導のもと、また、たくさんの保護者の皆さん、地域の方々のご尽力をいただきながら、学校経営にあたらせていただきました。着任時の入学生数が38名という状況の中、道立高校では学級数、また、教職員配置数が削減となる深刻な状況でしたが、町と教育委員会のご支援のもと、カリキュラムの根本的な見直し、また、中高PTAが連携した学校説明会の実施、さらには、他町村の児童のお母さんたちに学校評議員になっていただくなど、地域の力をお借りして、顔の見える学校づくり、選んでいただける学校づくりに邁進してまいりました。昨年度は、再び知内高校の校内研修コーディネーターとして働かせていただき、また、青少年交流センターの舎監として、更に部活動の顧問として、生徒の目線、保護者の目線、また、教師の目線に立ちながら、具体の生徒指導にもあたってまいりました。1年という短い期間ではありましたが、改めて可能性の塊である若者のすばらしさを感じたところでございます。さて、新しい教育委員会制度への切替えという、極めて大きな節目にあたり、教育委員会を代表する新教育長という大役に、身の縮まる思いであります。しかしながら、教育の中立性、継続性、安定性の確保を念頭に、第6次まちづくり総合計画並びに昨年度策定されました学校教育、社会教育の振興に関する知内町教育大綱を踏まえ、地方公共団体の町との連携を図りながら、心豊かに創造性に富み、たくましく郷土知内の未来を切り開く人づくりという、本町の教育目標の具現化に努力してまいっている所存でございます。議員の皆様のご理解とご支援をお願い申し上げ、就任のご挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございました。

◎ 議 長 (伊藤政博)

只今、町長から今臨時会に上程しております議案について、説明したい旨の申し出があります。

これを許します。

町長。

◎ 町 長 (大野幸孝)

平成28年第1回知内町議会臨時会に議員の皆様にはご参集いただきまして、誠にありがとうございます。今臨時会に上程しております議案は、お手元に配付のとおり、同意1件、承認1件、議案2件であります。同意第1号、監査委員の選任については、任期満了に伴い、2名の監査委員について選任同意を求めるものであります。承認第1号、専決処分承認を求めることについてであります。内容につきましては、平成27年度国民健康

保険特別会計繰出金に不足が見込まれ、平成27年度一般会計補正予算を専決したことから、承認を求めるものであります。なお、補正額は、752万9千円、補正後の予算額については、46億1,291万2千円となるものであります。議案第1号は、平成28年度知内町一般会計補正予算（第1号）については、既定の歳入歳出予算に1,526万8千円を追加し、総額を39億9,922万8千円とするものであります。補正の主な内容は、2款1項12目自治振興費の自治総合センターコミュニティ助成事業、そして、6款1項2目商工振興費にサマーカーニバル実行委員会助成金と商工振興指導助成金を追加補正するものであります。議案第2号は、かき小屋知内番屋に係る指定管理者の指定についてであります。かき小屋知内番屋の運営について、今般、指定管理者を指定したいので、議会の議決を求めるものであります。議案の内容につきましては、後ほど担当課長から説明をさせていただきますので、ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

● 同意第1号 監査委員の選任について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第13、同意第1号、『監査委員の選任について』同意を求める件を議題とします。

五十嵐捷爾議員は、地方自治法117条の規定により、除斥の対象となります。

本件について提案者の説明を求めます。

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

同意第1号、監査委員の選任についてであります。下記の者を監査委員に選任したいから、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

記としまして、氏名であります。西内貞治氏。もう一名は、五十嵐捷爾氏でございます。よろしくお願い申し上げます。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりました。

人事案件ですので、質疑、討論を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議がないようでありますので、質疑、討論を省略致します。

これから、同意第1号、監査委員の選任について同意を求める件を採決します。

この採決は1人ずつ諮るものと致します。

まず、最初に西内貞治氏の選任についてお諮りします。

本案について、同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしでありますので、同意することに決定しました。

次に五十嵐捷爾氏の選任についてお諮りします。

本案について、同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしということでありますので、本案は同意することに決定しました。

● 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
(平成27年度知内町一般会計補正予算(第8号)について)

◎ 議長(伊藤政博)

次に日程第14、承認第1号、『専決処分の承認を求めることについて(平成27年度知内町一般会計補正予算(第8号)について)』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長(小田島伸二)

承認第1号、専決処分の承認を求めることについてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定によって別紙のとおり専決したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

次のページです。専決処分書。平成27年度知内町一般会計について、予算補正の必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕が無いので、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決するものでございます。

記と致しまして、平成27年度知内町一般会計補正予算(第8号)についてでございます。

平成27年度知内町一般会計補正予算(第8号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ752万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億1,291万2千円とするものでございます。

2項と致しまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものでございます。

例によりまして、歳出からご説明を申し上げます。7ページです。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費に752万9千円を追加し、8,345万9千円としたものでございます。内訳につきましては、一般会計から国民健康保険の特別会計に対する繰出金の不足が生じたことによりまして、752万9千円を追加するものでございます。

歳入のご説明を致します。3ページです。只今ご説明を申し上げました歳出に対応する財源と致しまして、6款1項1目の地方消費税交付金に1,605万7千円を追加し、9,605万7千円とするものでございます。内訳と致しましては、地方消費税交付金と致しまして、1,605万7千円ということで、3月の議会開催後だったんですけども、確定額の通知をいただき、その確定額に基づく追加でございます。

次のページです。4ページです。9款1項1目地方交付税から1,501万3千円を減額し、補正後の金額を20億8,329万7千円とするものでございます。只今の地方消費税交付金との歳入歳出の調整でございます。

更に5ページ目と致しまして、13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金に295万5千円を追加し、1億1,603万5千円とするものでございます。内容と致しまして、保険基盤安定制度負担金と致しまして、295万5千円を追加するものでございます。

次のページ、6ページ目でございます。14款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金に353万円を追加し、補正後の金額を8,087万9千円とするものでございます。内訳は、保険基盤安定制度負担金、国民健康保険分の道の負担金と致しまして、35

3万円を追加するものでございます。説明は以上です。よろしくお願ひ致します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、承認第1号を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

● 議案第1号 平成28年度知内町一般会計補正予算(第1号)について

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に日程第15、議案第1号、『平成28年度知内町一般会計補正予算(第1号)について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長 (小田島伸二)

議案第1号、平成28年度知内町一般会計補正予算(第1号)についてでございます。

平成28年度知内町一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,526万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億9,922万8千円とするものでございます。

2項と致しまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものでございます。

例によりまして、歳出からご説明を申し上げます。6ページ目です。2款総務費、1項総務管理費、7目計画調査費に85万円を追加し、190万5千円とするものでございます。内容と致しましては、印刷費として85万円なんですけれども、先の第1回定例会で議決をいただいた第6次まちづくり総合計画の印刷費と致しまして、85万円を追加するものでございます。なお、この印刷費につきましては、27年度の補正予算をお認めをいただいたんですけれども、それを不執行と致しまして、新年度に新たにこの部分、同額にて計上しているものでございます。

次に7ページ目です。2款1項12目自治振興費に250万円を追加し、補正後の金額4,731万8千円とするものでございます。内訳と致しましては、財団法人自治総合センターのコミュニティ助成と致しまして、渡島知内町内会の祭典行事用のステージでございます。250万円を追加し、これは自治総合センターから100%の助成をいただいて、同額を補助するものでございます。

次に8ページ目でございます。7款1項2目商工振興費に1,191万8千円を追加し、

補正後の金額を3, 282万1千円とするものでございます。内訳と致しましては、サマーカーニバル in 知内実行委員会の助成と致しまして、1千万円の追加、更に商工振興指導助成金と致しまして、191万8千円の追加、合わせて1, 191万8千円の追加でございます。

歳入のご説明を致します。3ページ目です。9款1項1目地方交付税に423万1千円を追加し、補正後の金額を19億2, 677万4千円とするものでございます。内訳と致しましては、先ほどの歳出の補正に対応する財源と致しまして、地方交付税に423万1千円を追加するものでございます。

4ページ目です。14款道支出金、2項道補助金、6目電源立地地域対策交付金と致しまして、853万7千円を新たに追加をするものでございます。電力移出県交付金と致しまして、サマーカーニバルの実行委員会に対する助成金のうちの財源として、853万7千円を追加するものでございます。

5ページ目です。19款諸収入、5項雑入、1目雑入なんですけれども、250万円の追加をし、補正後の金額を1, 667万6千円とするものでございます。歳出の渡島知内町内会に対するコミュニティ助成の財源と致しまして、同額を追加するものでございます。説明は以上です。よろしくお願い致します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。質疑ありませんか。

4番、松井君。

◎ 4 番 (松井盛泰)

商工費でちょっとお尋ねしますが、3月定例会のときに町長の方から、今回、商工会の方の局長に若い人が来るという説明を受けました。そのときにですね、観光協会の事務局長も併任をさせたいという話を伺ったのですが、それはどうなったんですか。

◎ 議 長 (伊藤政博)

産業振興課長。

◎ 産業振興課長 (西野俊一)

ご説明致します。只今のご質問についてですけれども、観光協会、あと商工会の方と調整しておりまして、兼務にさせるか、あと事務局長の上にですね、違う役職を付けて、指導的な立場でですね、現観光協会の事務局長を指導していただくかの部分をですね、今、協議している最中でございます。

◎ 議 長 (伊藤政博)

4番、松井君。

◎ 4 番 (松井盛泰)

道の方から補助金を若干入っているんですね、指導員の場合は。補助金の適正化からいったら、それできないんじゃないですか。併任というのは。その辺、調べたことあります。

◎ 議 長 (伊藤政博)

産業振興課長。

◎ 産業振興課長 (西野俊一)

ご説明致します。事務局長は、今、言われたとおり、選任しなければならないという規定がありますけれども、商工会連合会の方に確認したところですね、事務委託、今、商工会の方に観光協会の事務委託をしております。現在も。その事務委託の中で、事務局長なり、新しい役職の名前をですね、事務委託の中であるとですね、兼務はできるということ

の確認をしております。

◎ 議 長（伊藤政博）

4番、松井君。

◎ 4 番（松井盛泰）

観光協会の事務委託をしているということ。いつから事務委託をしているの。観光協会は観光協会に独立したものじゃないの。

◎ 議 長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

以前から事務委託の方はされているようで、年額いくらかという形で事務委託金も払いながら、支出の関係だとか、その部分の指導を商工会が観光協会にしているということになっております。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。6番、西山君。

◎ 6 番（西山和夫）

サマーカーニバルについて、ちょっとお尋ねをするんですけども、今回、町から1千万円の助成、そのうち道から850万円くらいの助成もあるわけですけども、総体的に1千万円を出して、サマーカーニバルを支援するんだということでもあります。それで、先ほど協議会でもお話をしたんですけども、その他で実行委員会に持ち出しが1千万円あって、お互い1千万円ずつ出し合って、2千万円の事業を行うということなんですけれども、これから重々、内容的なものを詰めていく段階になるんだと思いますけれども、ただ、実行委員会で1千万円、軽く1千万円、多分、寄附に頼るということでもありますので、その方法等、今、これから検討する段階になるんだろうと思いますけれども、町民も今の財政の中で大変厳しいところもありますし、少子高齢化ということもありますし、なかなか1千万円の財源確保に到達するかといえば、なかなか難しいところもあるんだろうなという思いがあるんですよ。それで、今回は御大の55周年を記念してということなので、大々的にお互い合致した中で計画が持たれるということでもありますけれども、その辺の配慮というのは、実行委員会に対する配慮というのは、もう少しあってもいいのかなという気はするんですけども、今後の対応になるのか、それとも全く実行委員会で1千万円の財源を確保するのか、その辺の町長の考え方をお尋ねします。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

今、8月14日開催予定のサマーカーニバル32回目のご質問をいただきました。財源でありますけれども、町が今、総体事業費が2千万円という形で今、動いております。そのうちの2分の1を町が、あと2分の1は、1千万円は実行委員会という今、考え方をしております。それで、今、6番議員さんご指摘のなかなか今、経済も疲弊していますし、果たして、その実行委員会で1千万円が要するに寄附をいただけるのかということのご心配だというふうに思っております。ただですね、先般、4日の日に、私が23日に御大のところに行ってきた経過、それから、もう一方が一緒に行っておりますので、その考え方、あの中では、町民の皆様方、全員から要するに寄附を集めるというのは、これは不可能だろう。それで、できれば、有志を募って、要するに1千万円を目標を達成したいという、今、考え方をしているというか、そういうことで動きたいということをお尋ねします。

すので、その辺の状況はこれから、行動はこれからというふうに思っていますので、その辺はきちんと町としましても、状況を見極めさせて対応をさせていただければというふうに思っていますので、よろしくお願い致します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

6番、西山君。

◎ 6 番 (西山和夫)

先ほど協議会の中では、これ以上の支援はしないというお話があったものですから、ちょっと危惧していたんですけども、もう少し柔軟に考えながら、今、町長がおっしゃるように、状況を鑑みて、そのあとの判断でもいいんだらうなという気しています。というのは、今回、町の持ち出しが146万3千円ですか、ありますけれども、金額的には小さいのかな、北海道が850万円も出しているのに、町が140万円というのは、金額的に小さいのかなというのは、来年、記念式典に合わせて、それなりの北島御大に対する感謝も含めて、多分、事業展開をしてくる、そっちの方にも予算がかかりますので、多分、そっちのにらみもあるのかなという思いはありますけれども、ただ、それは来年度の話でありますから、今年度というの中で、北島御大に感謝を申し上げるということであれば、もう少し町も腹くくって、やってもいいんだらうなという思いしています。それと、もう1つ、ちょっとお願いがあるというのは、今まで北島三郎先生が来て、サマーカーニバルを盛り上げていただいた経緯があります。その中で、町民からよくあったのは、北島三郎ショーでしょうと。なかなか町民がそれには参加できないんだと。町外からどんどんどん人入ってきて、その整理だとか、いろいろ交通の渋滞の関係もありますし、どうも外から目線で見ていた感じがありましたので、是非、自分の記憶では、北島三郎先生を初めて自分、札幌から知内に帰ってきたときに、町内会あげて神輿で先生を担いだという経緯があります。是非、町民参加型の55周年にさせていただければありがたいなと思うんです。その辺も実行委員会の方にはお伝えいただければ大変ありがたいと思います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (大野幸孝)

今、財源内訳の関係でご指摘をいただきました。853万7千円、道から補助金をいただける移出県交付金ということでも説明をさせていただきました。実はこのお金、すごく有利に今、使わせていただいております。例をあげますと、大漁まつり、それから、浜の母さん、そういうイベントにこれを充当していたということでありますので、この今、1千万円の財源内訳で850万円、町が140万円という、こういう状況でありますけれども、そのほかに従来まで要するにこの基金を使わせてもらって、対応していたというイベントがあります。それはもちろんこれを充当することによって、一般財源で対応をせざるを得ないということでありますので、その点、ご理解をいただければというふうに思います。それから、もう1点、町民参加のイベントに是非ということでのご指摘をいただきました。これはこれから正式に今、実行委員会が開催される形になりますので、そんなことが議員の中から、私も当然、町民参加の要するにイベントにしたいという思いがありますので、私の方から実行委員会にそれは提案させていただければというふうに思っています。よろしくお願い致します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

4番、松井君。

◎ 4 番 (松井盛泰)

同じような関係で、ちょっと関連あるのですが、電源支援事業の関係で、今回、850万円、これはそっくり今回の北島御大のショーに使うというのはわかるのですが、6番議員さんが言ったように、感謝の意味を込めたら、最終的に一般財源150万円というものは如何なものかと。この際ですね、もう少し考えを拡大をした中で、助成を考えるべきだなという気がしておりました。と同時に、先ほど町長が言う、町内会の人達の寄附云々というのは、これから開かれる実行委員会に任じた方がいい。そこまで町長は言及すべきではないという気がしました。今、簡単に今、ちょっと話を聞いたら、50万円クラスの人を20人捕まえれば1千万円だべという、こんな簡単な話も出ています。がしかし、今、世の中で、1人で50万円寄附するといったら何人いますかと。町外の人達もという話もいろいろ出ていますが、これは知内町内で実行委員会作ったら、やはり今までどおり、町内会単位で集められるものについては、協力していただく。賛助金を納めることによって、その祭りに参加をするという意識付けにもなるんです。そういうことを含めながらですね、町内会から集めることはしませんというようなことを言っていましたということは、町長の口から言わないように、実行委員会に任してくれということを改めてお願いのような形になりますけれども、ひとつよろしくお願いをしたいと。ただ、補助金だけひとつ考えていただきたい。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (大野幸孝)

決して、私は町内会から集めるなという話は一切しておりません。ただ、実行委員会の中で、そういう発言があったということを紹介をさせていただいております。ですから、実行委員会が今、どんな形で1千万円を要するに徴収するというのは、町がそこに関わりを持つという話はありません。ただ、今、6番議員さん、それから、4番議員さんから言われるように、32回というイベントが継続していただいたという、継続してこられたというのは、北島御大のやっぱり参画していただいた、これもノーギャラで参画をしてもらった、その辺はきちんと町として捉えさせてもらって、今回、1千万円ということ。ただ、先般も協議会のときにも言わせてもらいましたが、なかなか今、その辺がどういう状況になるかというのは、これからのスタートでありますので、それを見極めた中で、再度、考慮しなければならぬ状況になりましたら、議員の皆様方にお計らいをしたいというか、協議をさせていただければというふうに思っています。ただ、先般の4日の実行委員会の段階では、これ以上、町には負担はかけられないということを言われておりますので、まず、状況を見極めさせていただければというふうに思います。以上です。よろしくお願ひ致します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第2号 かき小屋知内番屋に係る指定管理者の指定について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第16、議案第2号、『かき小屋知内番屋に係る指定管理者の指定について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

議案第2号、かき小屋知内番屋に係る指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第6項及び知内町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第3条の規定に基づき、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記としまして、1、公の施設の名称、かき小屋知内番屋。2、指定管理者の名称、株式会社 K. A. M rich foods 知内事務所。3、指定期間、平成28年4月25日から平成31年3月31日まで。

なお、指定管理者の概要等につきましては、産業振興課説明資料に記載しておりますので、ご参照を願いたいと思います。以上、議案の説明を終わります。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番、松井君。

◎ 4番（松井盛泰）

指定管理者に指定するものについては、別に否定をするわけではないのですが、ただ、1つだけ確認をしておきたい。K. A. M rich foods、インターネットで調べれば、いろいろな業種をやっているわけですね。今、これを見れば、知内の海産物を利用したという、特に限定をしている。果たしてそれだけでこの人が業をなせるかという、そこで疑義を感じるのですが、ただ、町長がいつも言うように、地元産業の育成を考えるのであれば、この今、新しくくる業種の人達が、業種を改めてやることによって、今までの業種が圧迫されるという、その辺の懸念があります。その辺、町長どのように考えていますか。

◎ 議長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。説明資料の2ページにもあるとおりですね、こちらの方から今、指定申請出てきておまして、計画が出てきております。その中では、2ページの3番にあるとおり、運営方針がありまして、うちの特産品を使ったいろいろな産品を出していきたいと。その中で、下の方にあるとおり、知内カキを使った海鮮メニューだとか、あといろいろな農産物も含めた食材を使ったイタリアンメニュー等をですね、提供していきたいということで計画を上げております。それで、今、4番議員さんのおっしゃるとおり、ほかの業種に影響等ということですが、産業振興課としましては、いろいろ今のスリーエスが担っているかき小屋も含めましてですね、いろいろお聞きはしておりますけれども、

逆の部分では、いろいろそこを食べたらまた違うところに行くとか、そういう部分も良い影響もあるということもお聞きしていますし、同じような例えばピザなどを提供する店では少なからず影響はあるかもわかりませんが、そこに満杯で入れないときにですね、その向かいの店に行くだとか、そういう良い部分での影響もあるというふうに把握しておりますので、どうぞご理解をしていただきたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

4番、松井君。

◎ 4 番（松井盛泰）

良い方に理解をすればいいんですね。ネットで調べてみたら、2月24日、知内に来てピザづくりの講習までやっているんですね。カキニラの時も2月21日に一緒に来て、いろいろ出店もしている。ただ、このすぐ向かいにピザ屋さんですよ、今やられたらどうします。一番、オーナー心配しているところはそこなんです。さらには、いろいろ見たら、全道的に焼き肉だとか、カキのフライだとか、大々的にやっています。が、しかし、知内でそういう業しているところが2件なり、3件なりあるわけですね。一番心配するところなんですよ。その考え方が、競合して、競争して、どちらも良くなればいいんですけども、そういうふうに果たして取れるかどうか。課長でなくて、町長の考え方を聞きたい。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

今回のかき小屋番屋、建設をさせていただく経過的なものについては、議員の皆様方にお話をさせていただいております。今、23年からこの立場に就かせていただいて、まず、今の基幹産業であります農業、水産業、それから、林業、これを更に今、発展をさせるという、これは大きな考え方でありませうけれども、それと連動をした中で、知内観光を何とか多くの皆様方に足を運んでもらえる、そんな環境を整えたいということで、小谷石地区の要するに総合戦略を打ち出させていただいて、その中で、どうしても日曜日に観光客の皆様方が足を運んでいただいているんですけども、店が閉まっていて、要するにせっかくの町の特産品を食べることができないという状況が、ずっと何年も続いてきておりました。そんなことから観光振興を進めるためには、うちの特産品をやはり観光客の皆様方に提供をできる、そんな施設が必要だという考え方で、かき番屋を設置をさせていただいているところであります。今、4番議員さん、既存の施設との競合で、要するに厳しい状況になるのかという問題は確かにございます。ただ、新しい事業がここに来ることによって、新規でやはりそこで雇用が生まれるということを私は是非、進めていきたいということも1つの公約として掲げさせていただいているところであります。ですから、確かにそういう競合して、なかなか厳しい状況になるということはあるにしても、できれば全体で要するに観光客を受け入れられる要するに体制を整備していければという考え方でやらせていただいておりますので、今回もなかなか先般もちょっと申し上げましたけれども、北斗市があり、木古内があり、知内町がある、そして、ピザはまさしく知内町の小麦、そして、要するに農産物、水産物を要するに使った中での知内ピザということでの販売戦略をということも提案をさせていただいておりますので、新たな今、事業展開でそういうものを多くの観光客の皆様方に周知をしていただければということで、今回、指定管理という形をお願いをすることになっておりますので、ご理解をいただければというふうに思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。6番、西山君。

◎ 6 番 (西山和夫)

rich foods ですか、この会社、設立されて、多分4年くらいだというふうに記憶しているんですけども、その中で、先ほど協議会で説明された札幌13店舗、東京3店舗ですか、また、拡大方向にあるということで、経営状況の把握というのは、精査というのはなされたんですか。

◎ 議長 (伊藤政博)

産業振興課長。

◎ 産業振興課長 (西野俊一)

ご説明致します。この指定管理の申請をしていただくときに、決算報告、損益計算書等をいただいております。その中では、経営的にはもちろん□□ありませんし、良好だということですよ。

◎ 議長 (伊藤政博)

6番、西山君。

◎ 6 番 (西山和夫)

審査をして、クリアしたという受け止め方でいいんだろーと思いたすけれども、ただ、今、行け行けドンドンの中で、知内を含めて、また更に事業展開をするということでありまして、まして、知内の今、指定管理者を受けた中で、次、また新たな施設で事業も展開したいという要請もあるようなので、先ほど4番議員からもありましたように、どんどんどんどんそれを今のこの指定管理をきっかけに事業を拡大ということなれば、やはり町内の業者というのは、どうなってくるのかなという、一抹の不安、当然ありますし、片一方では確かにものづくり産業条例を使って、新規雇用が生まれるという状況はあります。ただ、最悪を考えれば、片一方では倒産して雇用が奪われるという結果もあるわけですよ。だから、そこをうまく町の事業なので、どう調整しながら、お互いに圧迫をしないで良い意味で発展をするという、その辺の加減というのは必要になってくるのかなという気はするんですけども、ただ、そうすれば、じゃあ、どうすればいいんだという、メニュー制限をするわけには当然いきませんし、難しいところなんでしょうけれども、ただ、もう1店舗拡大というのは、せめてこの今3年の契約なわけですから、3年間だけはちょっと待ってくれというお話の中で、まず、この指定管理者制度を使って、今やる事業に3年間はおくまでも制度を活用して、一生懸命経営に努力していただきたいと、町の発展に努力していただきたいと、その後、改めて契約するときにはですね、事業の展開なり、更に状況を見定めながら、やってもらった方がいいんだろーなという気はするんですけども、その辺の考え方というのは、どうでしょうか。微妙なところだとは思いたすけれども。

◎ 議長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町長 (大野幸孝)

今、6番議員さんからご指摘がありました。今、指定管理を受けて、3か年の期間で受けてもらうという形であります。ただ、今、2号店なり、別な段階で事業を要するに拡大したいという形になった場合に、町が今、3か年かき番屋を指定管理したんだから、その間は営業については制限をと、なかなかこれは町の方からそれを制限するということは、不可能だというふうに思います。ただ、当然、今、知内町で、これは函館、それから、私は東京に今、3店舗ということでもありますので、できるだけやっぱりうちの付加価値を水産物に付加価値、農産物に付加価値を付けるがために、1つの戦略としては、もう既に八雲町、森町が要するに東京で事業展開をしております。ですから、今までの今の状況で果

たして本当に知内町の農産物、それから、水産物、付加価値を付けて、要するに販路を拡大をしているかといったら、なかなかそれは考えなければならないものなんだろうというふうに思っていますので、ただ、今、6番議員さんが心配することは、重々、私も理解をしております。ですから、新たな事業展開の部分については、町がそれは制約はできませんけれども、展開するにあたって、その辺はきちんと情報提供をしていただく、そんな形で対応していければと思っていますので、ご理解をいただければと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

6番、西山君。

◎ 6番（西山和夫）

確かにそうなんでしょうけれども、ただ、この会社が知内町に来たことで、その会社を逆に今度、町が地場産をアピールするという絶好なチャンスだとは思うんですね、逆に。13店舗、東京3店舗、それらにニラなり、カキなり、いろいろなマコガレイでも、いろいろな産物ありますので、それを是非、町のものを使ってくれというアピール効果というのは、すごいあるんだろうなと思うんですね。ただ、それが10だからといって、じゃあ、1のことを考えないで、片方は置き去りにするのかということであれば、それは行政の手落ちだと思いますので、是非、その1の部分にも今後、展開できるような何か施策等の考え方もやはり必要になってくるのかなと思いますので、その辺も弱者にも配慮するような形で進めていただければありがたいなと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから、討論を終わります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議長発議 平成28年度常任委員会所管事務調査の実施について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第17、『平成28年度常任委員会所管事務調査の実施について』を議題とします。

お諮りします。平成28年度の各常任委員会の所管事務調査は、議会閉会中に必要に応じ実施することにし、調査内容については、議長と各常任委員長に一任したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、平成28年度の各常任委員会の所管事務調査の実施は、そのように行うことに決定しました。

● 議長発議 平成28年度常任委員会管外行政視察の実施について

◎ 議長 (伊藤政博)

次に日程第18、『平成28年度常任委員会管外行政視察の実施について』を議題とします。

お諮りします。管外行政視察は、議会閉会中に行うことにし、実施委員会及び実施時期並びに視察内容については、議長と委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、常任委員会の管外の行政視察は、そのように行うことに決定しました。

● 議長発議 議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について

◎ 議長 (伊藤政博)

次に日程第19、『議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について』を議題とします。

お諮りします。議会を代表して、正副議長並びに議員が出席または、派遣を要する諸行事・慶弔・諸会議・研修・要望等のため出張することについて、予め議会の承認を得たいと思います。このことに承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、議会閉会中に議会を代表して出席または派遣を要する正副議長並びに議員の出張について、承認することに決定しました。

なお、出席または、派遣する議員については、その都度、議長において指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、その都度、議長において指名することに決定しました。

● 議長発議 議会閉会中の議会運営委員会の実施について

◎ 議長 (伊藤政博)

次に日程第20、『議会閉会中の議会運営委員会の実施について』を議題にします。このことについては、会議規則第73条の規定によって、議会閉会中の委員会の開催の申し出がなされておりますので、これを承認したいと思いますと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、これを承認することに決定しました。

● 閉会宣言

◎ 議 長（伊藤政博）

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。平成28年知内町議会第1回臨時会を閉会します。

どうも大変ご苦勞様でした。

（ 閉会 午後 0時43分 ）